議案第66号

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年10月28日

(提出者) 世田谷区教育委員会 教育長 知久 孝之

### (提案説明)

教育相談及びインクルーシブ教育に関する会計年度任用職員の業務等を 見直したことにより、令和8年4月1日付で会計年度任用職員の新設・廃 止・職務変更を行うにあたり、本規則について改正する必要があるため、本 案を提出する。 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則(令和元年10月世田谷区教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1スクールカウンセラーの項を削り、同表インクルーシブ教育支援員の項の 次に次のように加える。

#### 教育心理相談員

- 1 幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。
- 2 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。
- 3 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育上の配慮が必要な幼児、児童及び生徒への支援に関すること。
- 4 区立の幼稚園及び認定こども園における就園相談の援助に関すること。
- 5 区立の小・中学校における就学相談の援助に関すること。

別表第1心理教育相談員の項を削り、同表教育相談専門指導員の項職務の欄第2号中「特別支援教育」を「教育上の配慮が必要な幼児、児童及び生徒」に改め、同表主任教育相談員の項職務の欄第1号中「心理教育相談員」を「教育心理相談員」に、同欄第4号中「特別支援教育」を「教育上の配慮が必要な幼児、児童及び生徒」に改め、同欄に次の2号を加える。

- 5 区立の幼稚園及び認定こども園における就園相談の援助に関すること。
- 6 区立の小・中学校における就学相談の援助に関すること。

別表第1に次のように加える。

# インクルーシブ教育支 援相談員

- 1 区立の小・中学校への巡回訪問に関すること。
- 2 配慮及び支援を要する児童及び生徒の学校生活上の 支援計画及び支援体制、学級運営、保護者対応等に関 する教職員への助言等に関すること。
- 3 配慮及び支援を要する児童及び生徒の支援体制の構築に向けた区立の小・中学校、関係機関等との調整に

関する業務の補助に関すること。 4 配慮及び支援を要する児童及び生徒に関する教職員 への研修、事例検討会等の実施に関する業務の補助に 関すること。 1 区立の小・中学校への巡回訪問並びに配慮及び支援 インクルーシブ教育支 を要する児童及び生徒の観察及びアセスメントに関す

援スクールソーシャル ワーカー

- ること。
- 2 配慮及び支援を要する児童及び生徒の学校生活上の 支援に関する教職員への助言等に関すること。
- 3 配慮及び支援を要する児童及び生徒の支援体制の構 築に向けた区立の小・中学校、関係機関等との調整に 関すること。
- 4 配慮及び支援を要する児童及び生徒に関する教職員 への研修、事例検討会等の実施に関すること。
- 5 配慮及び支援を要する児童及び生徒の学校生活上の 支援計画、保護者対応等に関する教職員への助言等に 関する業務の補助に関すること。

別表第2スクールカウンセラーの項を削り、同表インクルーシブ教育支援員の項の 次に次のように加える。

教育心理相談員 別表第1に掲げる教育心理相談員の職務を遂行するため に必要な知識及び経験を有すると認められる者

別表第2心理教育相談員の項を削り、同表に次のように加える。

インクルーシブ教育支	別表第1に掲げるインクルーシブ教育支援相談員の職務
援相談員	を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認めら
	れる者
インクルーシブ教育支	別表第1に掲げるインクルーシブ教育支援スクールソー
援スクールソーシャル	シャルワーカーの職務を遂行するために必要な知識及び
ワーカー	経験を有すると認められる者

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

# 改正前 改正後 ○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則 ○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則 令和元年10月31日世教委規則第15号 令和元年10月31日世教委規則第15号 改正 改正 令和元年11月29日世教委規則第16号 令和元年12月13日世教委規則第18号 令和元年12月27日世教委規則第23号 令和2年1月17日世教委規則第1号 令和2年1月31日世教委規則第3号 令和2年2月10日世教委規則第6号 令和2年3月24日世教委規則第10号 令和3年12月8日世教委規則第14号 令和4年1月28日世教委規則第1号 令和5年11月10日世教委規則第19号

令和6年2月9日世教委規則第2号 令和7年2月14日世教委規則第1号

令和5年12月1日世教委規則第21号

令和6年1月26日世教委規則第1号

令和7年3月27日世教委規則第13号 令和7年10月31日世教委規則第 号

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則 (目的)

に必要な地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第 1号に規定する会計年度任用職員(以下「職員」という。)の設置に ついて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31 年政令第221号) 第6条に定めるもののほか、必要な事項を定めるこ

令和元年11月29日世教委規則第16号 令和元年12月13日世教委規則第18号 令和元年12月27日世教委規則第23号 令和2年1月17日世教委規則第1号 令和2年1月31日世教委規則第3号 令和2年2月10日世教委規則第6号 令和2年3月24日世教委規則第10号 令和3年12月8日世教委規則第14号 令和4年1月28日世教委規則第1号 令和5年11月10日世教委規則第19号 令和5年12月1日世教委規則第21号 令和6年1月26日世教委規則第1号 令和6年2月9日世教委規則第2号 令和7年2月14日世教委規則第1号 令和7年3月27日世教委規則第13号

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則 (目的)

|第1条 この規則は、世田谷区教育委員会(以下「委員会」という。)|第1条 この規則は、世田谷区教育委員会(以下「委員会」という。) に必要な地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第 1号に規定する会計年度任用職員(以下「職員」という。)の設置に ついて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31 年政令第221号)第6条に定めるもののほか、必要な事項を定めるこ

改正後	改正前
とを目的とする。	とを目的とする。
(職及び職務)	(職及び職務)
第2条 職員の職及び職務は、別表第1のとおりとする。	第2条 職員の職及び職務は、別表第1のとおりとする。
(任命)	(任命)
第3条 職員は、別表第2の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の右	第3条 職員は、別表第2の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の右
欄に掲げる資格等を有する者のうちから委員会が任命する。	欄に掲げる資格等を有する者のうちから委員会が任命する。
(委任)	(委任)
第4条 この規則に定めるもののほか、職員の設置に関し必要な事項	第4条 この規則に定めるもののほか、職員の設置に関し必要な事項
は、世田谷区教育委員会教育長が別に定める。	は、世田谷区教育委員会教育長が別に定める。
附則	附則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。	この規則は、令和2年4月1日から施行する。
附 則(令和元年11月29日世教委規則第16号)	附 則(令和元年11月29日世教委規則第16号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。	この規則は、令和2年4月1日から施行する。
附 則(令和元年12月13日世教委規則第18号)	附 則(令和元年12月13日世教委規則第18号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。	この規則は、令和2年4月1日から施行する。
附 則(令和元年12月27日世教委規則第23号)	附 則(令和元年12月27日世教委規則第23号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。	この規則は、令和2年4月1日から施行する。
附 則(令和2年1月17日世教委規則第1号)	附 則(令和2年1月17日世教委規則第1号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。	この規則は、令和2年4月1日から施行する。
附 則(令和2年1月31日世教委規則第3号)	附 則(令和2年1月31日世教委規則第3号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。	この規則は、令和2年4月1日から施行する。
附 則(令和2年2月10日世教委規則第6号)	附 則(令和2年2月10日世教委規則第6号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。	この規則は、令和2年4月1日から施行する。
附 則(令和2年3月24日世教委規則第10号)	附 則(令和2年3月24日世教委規則第10号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。	この規則は、令和2年4月1日から施行する。
附 則(令和3年12月8日世教委規則第14号)	附 則(令和3年12月8日世教委規則第14号)
この規則は、令和4年1月1日から施行する。	この規則は、令和4年1月1日から施行する。
附 則(令和4年1月28日世教委規則第1号)	附 則(令和4年1月28日世教委規則第1号)

# 改正後 この規則は、令和4年4月1日から施行する。 附 則(令和5年11月10日世教委規則第19号) この規則は、令和6年4月1日から施行する。 附 則(令和5年12月1日世教委規則第21号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則(令和6年1月26日世教委規則第1号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則(令和6年2月9日世教委規則第2号) この規則は、令和6年4月1日から施行する。 附 則(令和7年2月14日世教委規則第1号) この規則は、令和7年4月1日から施行する。 附 則(令和7年3月27日世教委規則第13号) この規則は、令和7年4月1日から施行する。 附 則(令和7年10月31日世教委規則第 号) この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 別表第1(第2条関係)

職	職務
(削除)	
インクルーシブ	1 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中
教育支援員	学校における教育相談活動上必要な援助に
	関すること。
	2 区立の小・中学校における生活指導上必
	要な相談及び援助に関すること。
	3 児童及び生徒の生活指導に関する情報の
	収集に関すること。
教育心理相談員	1 幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関
	すること。

## 改正前

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。 附 則(令和5年11月10日世教委規則第19号)
- この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月1日世教委規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年1月26日世教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年2月9日世教委規則第2号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年2月14日世教委規則第1号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日世教委規則第13号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

#### 別表第1(第2条関係)

職	職務
スクールカウン	区立の小・中学校における教育相談活動上必
セラー	要な援助に関すること。
インクルーシブ	1 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中
教育支援員	学校における教育相談活動上必要な援助に
	関すること。
	2 区立の小・中学校における生活指導上必
	要な相談及び援助に関すること。
	3 児童及び生徒の生活指導に関する情報の
	収集に関すること。

改正後			改正前		
	2 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 3 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育上の配慮が必要な幼児、児童及び生徒への支援に関すること。 4 区立の幼稚園及び認定こども園における就園相談の援助に関すること。 5 区立の小・中学校における就学相談の援助に関すること。				
(削除)		心理教育相談員	1 幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 2 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 3 区立の小・中学校における特別支援教育への支援に関すること。		
教育相談員	<ul><li>1 幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。</li><li>2 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。</li></ul>	教育相談員	1 幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 2 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。		
伝統工芸指導員	伝統工芸(紙すき、木工及び陶芸をいう。) の指導等に関すること。	伝統工芸指導員	伝統工芸(紙すき、木工及び陶芸をいう。) の指導等に関すること。		
河口湖林間学園 管理補助員	1 河口湖林間学園の管理補助に関すること。 2 河口湖移動教室等の運営補助に関すること。	河口湖林間学園管理補助員	1 河口湖林間学園の管理補助に関すること。 2 河口湖移動教室等の運営補助に関すること。		

改正後		改正前
	3 前2号に掲げるもののほか、委員会が河口湖林間学園の管理運営上必要と認めたこと。	
学校給食栄養管理嘱託員	1 区立の小・中学校及び学校給食調理場等における学校給食の実施に必要な計画の作成及び学校給食の指導に関すること。 2 区立の小・中学校及び学校給食調理場等における学校給食の実施に必要な献立の作成、栄養の管理並びに安全及び衛生管理に関すること。 3 区立の小・中学校及び学校給食調理場等における学校給食の実施に必要な物資の発注及び管理に関すること。 1 区立の小・中学校及び学校給食調理場等	学校給食栄養管 1 区立の小・中学校及び学校給食調理場等 における学校給食の実施に必要な計画の作 成及び学校給食の指導に関すること。 2 区立の小・中学校及び学校給食調理場等 における学校給食の実施に必要な献立の作成、栄養の管理並びに安全及び衛生管理に 関すること。 3 区立の小・中学校及び学校給食調理場等 における学校給食の実施に必要な物資の発 注及び管理に関すること。
理嘱託員(指導員)	における巡回及び学校給食の調理作業状況等についての指導に関すること。     栄養教諭又は学校栄養職員の指導及び育成に関すること。     参考となる献立の作成に関すること。     参考となる献立の作成に関すること。     栄養教諭又は学校栄養職員が一時的に不在となっている区立の小・中学校及び学校給食調理場等における学校給食の実施に係る支援に関すること。     区立の小・中学校及び学校給食調理場等における安全及び衛生管理に係る助言に関すること。	理嘱託員(指導 員) における巡回及び学校給食の調理作業状況 等についての指導に関すること。 2 栄養教諭又は学校栄養職員の指導及び育成に関すること。 3 参考となる献立の作成に関すること。 4 栄養教諭又は学校栄養職員が一時的に不在となっている区立の小・中学校及び学校給食調理場等における学校給食の実施に係る支援に関すること。 5 区立の小・中学校及び学校給食調理場等
就学相談員	1 幼児、児童及び生徒の就学上の相談に関すること。	就学相談員 1 幼児、児童及び生徒の就学上の相談に関すること。

改正後		改正前		
	2 前号に掲げるもののほか、委員会が就学 相談活動上必要と認めたこと。		2 前号に掲げるもののほか、委員会が就学 相談活動上必要と認めたこと。	
特別支援学級支	1 特別支援学級の児童及び生徒の安全管理	特別支援学級支	1 特別支援学級の児童及び生徒の安全管理	
援員	に関するこ	援員	に関するこ	
	と。		と。	
	2 特別支援学級の教育活動上必要な援助に		2 特別支援学級の教育活動上必要な援助に	
	関すること。		関すること。	
	3 特別支援学級の生活指導上必要な援助に		3 特別支援学級の生活指導上必要な援助に	
	関すること。		関すること。	
	4 前3号に掲げるもののほか、委員会が学		4 前3号に掲げるもののほか、委員会が学	
	校運営上必要と認めたこと。		校運営上必要と認めたこと。	
図書館嘱託員	図書等の貸出し及び整理業務等の図書館業務	図書館嘱託員	図書等の貸出し及び整理業務等の図書館業務	
	に関すること。		に関すること。	
図書館業務員	図書等の整理業務等の図書館業務の補助に関	図書館業務員	図書等の整理業務等の図書館業務の補助に関	
	すること。		すること。	
学校警備嘱託員	1 学校内外の警備業務(防犯、防火等の業	学校警備嘱託員	1 学校内外の警備業務(防犯、防火等の業	
	務をいう。以下同じ。)に関すること。		務をいう。以下同じ。)に関すること。	
	2 学校開放時における施設管理、手続事務		2 学校開放時における施設管理、手続事務	
	等に関すること。		等に関すること。	
	3 委員会が学校運営上必要と認めたこと。		3 委員会が学校運営上必要と認めたこと。	
学校業務嘱託員	1 登下校、学校行事等における学童の交通	学校業務嘱託員	1 登下校、学校行事等における学童の交通	
	安全誘導に関すること。		安全誘導に関すること。	
	2 学校施設の維持管理その他学校運営に係		2 学校施設の維持管理その他学校運営に係	
	る軽作業に関すること。		る軽作業に関すること。	
	3 委員会が学校運営上必要と認めたこと。		3 委員会が学校運営上必要と認めたこと。	
幼稚園業務嘱託		幼稚園業務嘱託		
員	環境の整備その他の用務に関すること。	員	環境の整備その他の用務に関すること。	
	2 委員会が区立の幼稚園又は認定こども園		2 委員会が区立の幼稚園又は認定こども園	

改正後	改正前		
の運営上必要と認めたこと。	の運営上必要と認めたこと。		
教育支援スクー 1 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中	教育支援スクー 1 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中		
ルソーシャルワ 学校(以下この項において「区立学校」と	ルソーシャルワ 学校(以下この項において「区立学校」と		
ーカー いう。)における深刻な問題、苦情等への	ーカー いう。)における深刻な問題、苦情等への		
早期対応を図るための区立学校及び関係機	早期対応を図るための区立学校及び関係機		
関との連携及び調整に関すること。	関との連携及び調整に関すること。		
2 区立学校における幼児、児童及び生徒の	2 区立学校における幼児、児童及び生徒の		
健全育成に係る支援体制の構築及び調整に	健全育成に係る支援体制の構築及び調整に		
関すること。	関すること。		
3 健全育成に係る課題を抱える区立学校の	3 健全育成に係る課題を抱える区立学校の		
幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関す	幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関す		
ること。	ること。		
4 区立学校の教職員、保護者等への幼児、	4 区立学校の教職員、保護者等への幼児、		
児童及び生徒の健全育成に係る支援、相談	児童及び生徒の健全育成に係る支援、相談		
及び情報の提供に関すること。	及び情報の提供に関すること。		
学芸研究員 1 文化財の保存及び活用に係る調査、研究	学芸研究員 1 文化財の保存及び活用に係る調査、研究		
及び普及啓発並びにこれらの指導及び助言	及び普及啓発並びにこれらの指導及び助言		
に関すること。	に関すること。		
2 文化財に関する資料の収集及び整理に関	2 文化財に関する資料の収集及び整理に関		
すること。	すること。		
3 郷土資料館の資料に係る調査及び研究並	3 郷土資料館の資料に係る調査及び研究並		
びにこれらの指導及び助言に関すること。	びにこれらの指導及び助言に関すること。		
4 郷土資料館の資料の収集、整理、保管及	4 郷土資料館の資料の収集、整理、保管及		
び展示に関すること。	び展示に関すること。		
5 前各号に掲げるもののほか、委員会が必	5 前各号に掲げるもののほか、委員会が必		
要と認めたこと。	要と認めたこと。		
社会教育指導員社会教育主事を補助し、社会教育の振興を図	社会教育指導員社会教育主事を補助し、社会教育の振興を図		
るために必要な事項の指導及び助言に関する	るために必要な事項の指導及び助言に関する		

改正後		改正前		
	こと。		こと。	
学校給食栄養管	栄養教諭又は学校栄養職員の補助に関するこ	学校給食栄養管	栄養教諭又は学校栄養職員の補助に関するこ	
理補助員	と。	理補助員	と。	
学校給食事務補	学校給食の実施に伴う事務補助に関するこ	学校給食事務補	学校給食の実施に伴う事務補助に関するこ	
助員	と。	助員	と。	
非常勤講師	区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校	非常勤講師	区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校	
	における幼児、児童及び生徒の授業等の指導		における幼児、児童及び生徒の授業等の指導	
	に関すること。		に関すること。	
学校警備補助員	1 学校内外の警備業務の補助に関するこ	学校警備補助員	1 学校内外の警備業務の補助に関するこ	
	と。		と。	
	2 学校開放時における施設管理、手続事務		2 学校開放時における施設管理、手続事務	
	等の補助に関すること。		等の補助に関すること。	
	3 委員会が学校運営上必要と認めたこと。		3 委員会が学校運営上必要と認めたこと。	
学校業務補助員	1 登下校、学校行事等における学童の交通	学校業務補助員	1 登下校、学校行事等における学童の交通	
	安全誘導の補助に関すること。		安全誘導の補助に関すること。	
	2 学校施設の維持管理その他学校運営に係		2 学校施設の維持管理その他学校運営に係	
	る軽作業の補助に関すること。		る軽作業の補助に関すること。	
	3 委員会が学校運営上必要と認めたこと。		3 委員会が学校運営上必要と認めたこと。	
幼稚園業務補助	1 区立の幼稚園又は認定こども園における	幼稚園業務補助	1 区立の幼稚園又は認定こども園における	
員	環境の整備その他の用務の補助に関するこ	員	環境の整備その他の用務の補助に関するこ	
	٤.		と。	
	2 委員会が区立の幼稚園又は認定こども園		2 委員会が区立の幼稚園又は認定こども園	
	の運営上必要と認めたこと。		の運営上必要と認めたこと。	
学校事務嘱託員	1 区立の小・中学校における文書、財務、	学校事務嘱託員	1 区立の小・中学校における文書、財務、	
	給与等の事務に関すること。		給与等の事務に関すること。	
	2 委員会が学校運営上必要と認めたこと。		2 委員会が学校運営上必要と認めたこと。	
	1 区立の小・中学校に関する事務のうち、	学校事務アシス	1 区立の小・中学校に関する事務のうち、	
タント	文書、財務、給与等に係るものの補助を行	タント	文書、財務、給与等に係るものの補助を行	

改正後		改正前		
教育相談専門指導員	うこと。 2 委員会が学校運営上必要と認めたこと。 1 教育相談全般に係る専門的見地からの指導及び助言並びに調査及び研究に関すること。 2 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育上配慮が必要な幼児、児童及び生徒への支援に関すること。	うこと。 2 委員会が学校運営上必要と認めたこと。 教育相談専門指 導及び助言並びに調査及び研究に関すること。 2 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における特別支援教育への支援に関すること。		
主任教育相談員	1 教育相談室の運営及び教育心理相談員への援助に関すること。 2 幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 3 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 4 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育上配慮が必要な幼児、児童及び生徒への支援に関すること。 5 区立の幼稚園、認定こども園における就園相談の援助に関すること。 6 区立小・中学校における就学相談の援助に関すること。	主任教育相談員 1 教育相談室の運営及び心理教育相談員への援助に関すること。 2 幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 3 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。 4 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における特別支援教育への支援に関すること。		
スクールソーシ ャルワーカー	1 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校(以下この項において「区立学校」という。)における幼児、児童及び生徒の健全育成のための関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整に関すること。 2 区立学校における幼児、児童及び生徒の	スクールソーシ 1 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校(以下この項において「区立学校」という。)における幼児、児童及び生徒の健全育成のための関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整に関すること。 2 区立学校における幼児、児童及び生徒の		

改正後			改正前
	健全育成に係る支援体制の構築及び調整に		健全育成に係る支援体制の構築及び調整に
	関すること。		関すること。
	3 健全育成に係る課題を抱える区立学校の		3 健全育成に係る課題を抱える区立学校の
	幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関す		幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関す
	ること。		ること。
	4 区立学校の教職員、保護者等への幼児、		4 区立学校の教職員、保護者等への幼児、
	児童及び生徒の健全育成に係る支援、相談		児童及び生徒の健全育成に係る支援、相談
	及び情報の提供に関すること。		及び情報の提供に関すること。
ほっとスクール	心理的理由等により不登校の状態にある児童	ほっとスクール	心理的理由等により不登校の状態にある児童
指導員	及び生徒への指導及び援助に関すること。	指導員	及び生徒への指導及び援助に関すること。
自然教育指導員	自然体験学習の指導に関すること。	自然教育指導員	自然体験学習の指導に関すること。
幼稚園・認定こ	1 区立の幼稚園又は認定こども園に係る事	幼稚園・認定こ	1 区立の幼稚園又は認定こども園に係る事
ども園事務補助	務の補助に関すること。	ども園事務補助	務の補助に関すること。
員	2 委員会が区立の幼稚園又は認定こども園	員	2 委員会が区立の幼稚園又は認定こども園
	の運営上必要と認めたこと。		の運営上必要と認めたこと。
幼稚園・認定こ	1 区立の幼稚園又は認定こども園における	幼稚園・認定こ	1 区立の幼稚園又は認定こども園における
ども園補助員	配慮を要する園児の介助等に関すること。	ども園補助員	配慮を要する園児の介助等に関すること。
(介助)	2 委員会が区立の幼稚園又は認定こども園	(介助)	2 委員会が区立の幼稚園又は認定こども園
	の運営上必要と認めたこと。		の運営上必要と認めたこと。
認定こども園保	1 区立の認定こども園における保育業務に	認定こども園保	1 区立の認定こども園における保育業務に
育員	関すること。	育員	関すること。
	2 委員会が区立の認定こども園の運営上必		2 委員会が区立の認定こども園の運営上必
	要と認めたこと。		要と認めたこと。
認定こども園嘱	1 区立の認定こども園における配慮を要す	認定こども園嘱	1 区立の認定こども園における配慮を要す
託介助員	る園児の介助等に関すること。	託介助員	る園児の介助等に関すること。
	2 区立の幼稚園又は認定こども園補助員		2 区立の幼稚園又は認定こども園補助員
	(介助) の職務指導に関すること。		(介助) の職務指導に関すること。
	3 委員会が区立の認定こども園の運営上必		3 委員会が区立の認定こども園の運営上必

	改正後			改正前
	要と認めたこと。			要と認めたこと。
幼稚園教育嘱託	1 区立の幼稚園又は認定こども園における	幼稚園	國教育嘱託	1 区立の幼稚園又は認定こども園における
員	預かり保育に関すること。	員		預かり保育に関すること。
	2 区立の幼稚園又は認定こども園における			2 区立の幼稚園又は認定こども園における
	教育課程に係る教育活動の補助に関するこ			教育課程に係る教育活動の補助に関するこ
	と。			と。
	3 委員会が区立の幼稚園又は認定こども園			3 委員会が区立の幼稚園又は認定こども園
	の運営上必要と認めたこと。			の運営上必要と認めたこと。
預かり保育補助	1 区立の幼稚園における預かり保育に関す	預かり	保育補助	1 区立の幼稚園における預かり保育に関す
員	ること。	員		ること。
	2 委員会が区立の幼稚園の運営上必要と認			2 委員会が区立の幼稚園の運営上必要と認
	めたこと。			めたこと。
教育支援嘱託員	区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校	教育支	反援嘱託員	区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校
	における学校経営の支援等に関すること。			における学校経営の支援等に関すること。
養護教諭(代	養護教諭が一時的に不在となっている区立の		<b>対諭(代</b>	養護教諭が一時的に不在となっている区立の
替)	小・中学校における児童及び生徒への養護に	替)		小・中学校における児童及び生徒への養護に
	関すること。			関すること。
	学びの多様化学校(不登校特例校)分教室に	-		学びの多様化学校(不登校特例校)分教室に
	おける生徒への養護に関すること。			おける生徒への養護に関すること。
校)分教室養護		, , ,	分教室養護	
教諭		教諭		
	区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校			区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校
看護師	における幼児、児童及び生徒への医療的ケア	看護師	Ti Ti	における幼児、児童及び生徒への医療的ケア
	の実施に関すること。			の実施に関すること。
	区立の小・中学校の教員の業務(管理職の業			区立の小・中学校の教員の業務(管理職の業
ート・スタッフ	務並びに児童及び生徒の指導に関する業務を	-  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -	スタッフ	務並びに児童及び生徒の指導に関する業務を
	除く。)のうち、委員会が補助させる必要が			除く。)のうち、委員会が補助させる必要が
	あると認めたこと。			あると認めたこと。

	改正後			改正前
歴史専門調査員	1 歴史及び史料の調査及び研究並びにこれらの成果の普及啓発に関すること。 2 史料の収集、保存及び整理に関すること。 3 歴史の研究、文化財の保護及び普及啓発並びにこれらの指導及び助言を行うこと。 4 前3号に掲げるもののほか、委員会が歴史及び史料の調査及び研究並びに文化財の保護のなめに必要し認めなると		史専門調査員	らの成果の普及啓発に関すること。 2 史料の収集、保存及び整理に関すること。 3 歴史の研究、文化財の保護及び普及啓発並びにこれらの指導及び助言を行うこと。 4 前3号に掲げるもののほか、委員会が歴史及び史料の調査及び研究並びに文化財の
新BOP事務局長	保護のために必要と認めたこと。  1 新BOPの管理及び運営に関すること。 2 児童の放課後における遊びの推進及びその安全の確保に関すること。 3 児童の放課後における遊びの状況等の把握及び当該遊びの状況等における家庭との連絡に関すること。 4 新BOPの運営に係る区立の小学校及び関係機関との連携及び調整に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、委員会が新BOPの運営上必要と認めたこと。	新 長	* ***	保護のために必要と認めたこと。  1 新BOPの管理及び運営に関すること。 2 児童の放課後における遊びの推進及びその安全の確保に関すること。 3 児童の放課後における遊びの状況等の把握及び当該遊びの状況等における家庭との連絡に関すること。 4 新BOPの運営に係る区立の小学校及び関係機関との連携及び調整に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、委員会が新BOPの運営上必要と認めたこと。
学奨励費事務補 助員	就学援助費及び就学奨励費に係る事務の補助 に関すること。 就学事務の補助に関すること。	学助	奨励費事務補 ]員	就学援助費及び就学奨励費に係る事務の補助 に関すること。 就学事務の補助に関すること。
教育指導課事務補助員	1 人事事務の補助に関すること。 2 前号に掲げるもののほか、委員会が教育 指導課の事務のうち補助の必要があると認 めたこと。	教補	育指導課事務	<ul><li>1 人事事務の補助に関すること。</li><li>2 前号に掲げるもののほか、委員会が教育 指導課の事務のうち補助の必要があると認 めたこと。</li></ul>
日勤講師	区立の小・中学校における児童及び生徒の授	日	勤講師	区立の小・中学校における児童及び生徒の授

	改正前		改正後	
他の教	業等の指導、進路指導、生活指導その他の		業等の指導、進路指導、生活指導その他の教	
	育に係る指導に関すること。	=L= = L+11.	育に係る指導に関すること。	=,14 = 4871.
	副校長の業務の支援に関すること。	副校長補佐	副校長の業務の支援に関すること。	副校長補佐
営に係	1 区立小学校における教員の学級経営に	学級経営支援教	1 区立小学校における教員の学級経営に係	学級経営支援教
	る巡回指導に関すること。	員	る巡回指導に関すること。	員
の指	2 区立小学校における児童の授業等の指		2 区立小学校における児童の授業等の指	
:育に係	導、進路指導、生活指導その他の教育に		導、進路指導、生活指導その他の教育に係	
	る指導に関すること。		る指導に関すること。	
代替業	3 区立小学校における一時的な欠員代替		3 区立小学校における一時的な欠員代替業	
	務に関すること。		務に関すること。	
会が区	4 前3号に掲げるもののほか、委員会が		4 前3号に掲げるもののほか、委員会が区	
支援の	立小学校における教員の学級経営の支援		立小学校における教員の学級経営の支援の	
	必要があると認めたこと。		必要があると認めたこと。	
の支援	区立三宿中学校における夜間学級業務の支	三宿中学校夜間	区立三宿中学校における夜間学級業務の支援	三宿中学校夜間
	に関すること。	学級支援教員	に関すること。	学級支援教員
			1 区立の小・中学校への巡回訪問に関する	インクルーシブ
			こと。	教育支援相談員
			2 配慮及び支援を要する児童及び生徒の学	
			校生活上の支援計画及び支援体制、学級運	
			営、保護者対応等に関する教職員への助言	
			等に関すること。	
			3 配慮及び支援を要する児童及び生徒の支	
			援体制の構築に向けた区立の小・中学校、	
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
			援体制の構築に向けた区立の小・中学校、 関係機関等との調整に関する業務の補助に 関すること。 4 配慮及び支援を要する児童及び生徒に関 する教職員への研修、事例検討会等の実施 に関する業務の補助に関すること。	

改正後	改正前
インクルーシブ 1 区立の小・中学校への巡回訪問並びに配	
教育支援スクー 慮及び支援を要する児童及び生徒の観察及	
ルソーシャルワびアセスメントに関すること。	
ーカー 2 配慮及び支援を要する児童及び生徒の学	
校生活上の支援に関する教職員への助言等	
に関すること。	
3 配慮及び支援を要する児童及び生徒の支	
援体制の構築に向けた区立の小・中学校、	
関係機関等との調整に関すること。	
4 配慮及び支援を要する児童及び生徒に関	
する教職員への研修、事例検討会等の実施	
に関すること。	
5 配慮及び支援を要する児童及び生徒の学	
校生活上の支援計画、保護者対応等に関す	
る教職員への助言等に関する業務の補助に	
関すること。	
則主等 9 (等 9 冬則核)	即主第9(第9条期核)

#### 別表第2(第3条関係)

1	《第4 (第3 末萬)	<b>ボ</b> /
	職	任用の資格等
	(削除)	
	インクルーシブ	別表第1に掲げるインクルーシブ教育支援員
	教育支援員	の職務を遂行するために必要な知識及び経験
		を有すると認められる者
	教育心理相談員	別表第1に掲げる教育心理相談員の職務を遂
		行するために必要な知識及び経験を有すると
		認められる者
	(削除)	

### 別表第2(第3条関係)

	2117
職	任用の資格等
スクールカウン	別表第1に掲げるスクールカウンセラーの職
セラー	務を遂行するために必要な知識及び経験を有
	すると認められる者
インクルーシブ	別表第1に掲げるインクルーシブ教育支援員
教育支援員	の職務を遂行するために必要な知識及び経験
	を有すると認められる者
心理教育相談員	別表第1に掲げる心理教育相談員の職務を遂

改正後			改正前		
			行するために必要な知識及び経験を有すると 認められる者		
教育相談員	別表第1に掲げる教育相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	教育相談員	別表第1に掲げる教育相談員の職務を遂行す るために必要な知識及び経験を有すると認め られる者		
伝統工芸指導員	別表第1に掲げる伝統工芸指導員の職務を遂 行するために必要な識見、能力及び技能を有 すると認められる者	伝統工芸指導員	別表第1に掲げる伝統工芸指導員の職務を遂 行するために必要な識見、能力及び技能を有 すると認められる者		
河口湖林間学園 管理補助員	1 別表第1に掲げる河口湖林間学園管理補助員の職務を遂行するために必要な識見、能力及び技能を有すると認められる者 2 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第2項に規定する第一種免許を所持している者	河口湖林間学園 管理補助員	1 別表第1に掲げる河口湖林間学園管理補助員の職務を遂行するために必要な識見、能力及び技能を有すると認められる者 2 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第2項に規定する第一種免許を所持している者		
学校給食栄養管 理嘱託員	栄養士法(昭和22年法律第245号)第4条第 2項に規定する栄養士免許証(以下「栄養士 免許証」という。)を有する者	学校給食栄養管 理嘱託員	栄養士法(昭和22年法律第245号)第4条第 2項に規定する栄養士免許証(以下「栄養士 免許証」という。)を有する者		
学校給食栄養管 理嘱託員(指導 員)	栄養士免許証を有する者	学校給食栄養管 理嘱託員(指導 員)	栄養士免許証を有する者		
就学相談員	別表第1に掲げる就学相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	就学相談員	別表第1に掲げる就学相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者		
特別支援学級支 援員	別表第1に掲げる特別支援学級支援員の職務 を遂行するために必要な知識及び経験を有す ると認められる者	特別支援学級支援員	別表第1に掲げる特別支援学級支援員の職務 を遂行するために必要な知識及び経験を有す ると認められる者		
図書館嘱託員	別表第1に掲げる図書館嘱託員の職務を遂行 するために必要な知識及び経験を有すると認	図書館嘱託員	別表第1に掲げる図書館嘱託員の職務を遂行 するために必要な知識及び経験を有すると認		

改正後			改正前		
	められる者		められる者		
図書館業務員	別表第1に掲げる図書館業務員の職務を遂行	図書館業務員	別表第1に掲げる図書館業務員の職務を遂行		
	するために必要な知識及び経験を有すると認		するために必要な知識及び経験を有すると認		
	められる者		められる者		
学校警備嘱託員	別表第1に掲げる学校警備嘱託員の職務を遂	学校警備嘱託員	別表第1に掲げる学校警備嘱託員の職務を遂		
	行するために必要な知識、能力及び経験を有		行するために必要な知識、能力及び経験を有		
	すると認められる者		すると認められる者		
学校業務嘱託員	別表第1に掲げる学校業務嘱託員の職務を遂	学校業務嘱託員	別表第1に掲げる学校業務嘱託員の職務を遂		
	行するために必要な知識、能力及び経験を有		行するために必要な知識、能力及び経験を有		
	すると認められる者		すると認められる者		
幼稚園業務嘱託	別表第1に掲げる幼稚園業務嘱託員の職務を	幼稚園業務嘱託	別表第1に掲げる幼稚園業務嘱託員の職務を		
員	遂行するために必要な知識、能力及び経験を	員	遂行するために必要な知識、能力及び経験を		
	有すると認められる者		有すると認められる者		
教育支援スクー	別表第1に掲げる教育支援スクールソーシャ	教育支援スクー	別表第1に掲げる教育支援スクールソーシャ		
ルソーシャルワ	ルワーカーの職務を遂行するために必要な知	ルソーシャルワ	ルワーカーの職務を遂行するために必要な知		
ーカー	識及び経験を有すると認められる者	ーカー	識及び経験を有すると認められる者		
学芸研究員	次の各号のいずれかに該当する者	学芸研究員	次の各号のいずれかに該当する者		
	1 博物館法(昭和26年法律第285号)第5		1 博物館法(昭和26年法律第285号)第5		
	条第1項各号に掲げる者		条第1項各号に掲げる者		
	2 大学院修士課程修了者のうち、委員会が		2 大学院修士課程修了者のうち、委員会が		
	指定した科目を専攻しているもの		指定した科目を専攻しているもの		
社会教育指導員	次の各号のいずれかに該当する者	社会教育指導員	次の各号のいずれかに該当する者		
	1 社会教育法(昭和24年法律第207号。以		1 社会教育法(昭和24年法律第207号。以		
	下この項において「法」という。)第9条		下この項において「法」という。)第9条		
	の5に規定する社会教育主事の講習の修了		の5に規定する社会教育主事の講習の修了		
	証書を有する者		証書を有する者		
	2 法第9条の4第3号に規定する社会教育		2 法第9条の4第3号に規定する社会教育		
	に関する科目の単位を修得した者		に関する科目の単位を修得した者		

	改正後		改正前
	3 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する教諭の普通免許状(以下「教諭普通免許状」という。)を有する者で、教育に関係のある職にあったもの4 法第9条の4第1号ロに規定する職にあった期間又は同号ハに規定する業務に従事した期間を通算した期間が3年以上ある者		3 教育職員免許法(昭和24年法律第147 号)第4条第2項に規定する教諭の普通免 許状(以下「教諭普通免許状」という。) を有する者で、教育に関係のある職にあっ たもの 4 法第9条の4第1号ロに規定する職にあった期間又は同号ハに規定する業務に従事 した期間を通算した期間が3年以上ある者
	5 前各号に掲げる者のほか、社会教育に関する知識及び経験を有すると認められる者		5 前各号に掲げる者のほか、社会教育に関する知識及び経験を有すると認められる者
学校給食栄養管 理補助員	栄養士免許証を有する者	学校給食栄養管 理補助員	栄養士免許証を有する者
学校給食事務補 助員	別表第1に掲げる学校給食事務補助員の職務 を遂行するために必要な能力及び技能を有す ると認められる者	学校給食事務補 助員	別表第1に掲げる学校給食事務補助員の職務 を遂行するために必要な能力及び技能を有す ると認められる者
非常勤講師	教諭普通免許状を有する者	非常勤講師	教諭普通免許状を有する者
学校警備補助員	別表第1に掲げる学校警備補助員の職務を遂 行するために必要な知識、能力及び経験を有 すると認められる者	学校警備補助員	別表第1に掲げる学校警備補助員の職務を遂 行するために必要な知識、能力及び経験を有 すると認められる者
学校業務補助員	別表第1に掲げる学校業務補助員の職務を遂 行するために必要な知識、能力及び経験を有 すると認められる者	学校業務補助員	別表第1に掲げる学校業務補助員の職務を遂 行するために必要な知識、能力及び経験を有 すると認められる者
幼稚園業務補助 員	別表第1に掲げる幼稚園業務補助員の職務を 遂行するために必要な知識、能力及び経験を 有すると認められる者	員	別表第1に掲げる幼稚園業務補助員の職務を 遂行するために必要な知識、能力及び経験を 有すると認められる者
学校事務嘱託員	別表第1に掲げる学校事務嘱託員の職務を遂 行するために必要な知識、能力及び経験を有 すると認められる者	学校事務嘱託員	別表第1に掲げる学校事務嘱託員の職務を遂 行するために必要な知識、能力及び経験を有 すると認められる者

	改正後		改正前
学校事務アシス	別表第1に掲げる学校事務アシスタントの職	学校事務アシス	別表第1に掲げる学校事務アシスタントの職
タント	務を遂行するために必要な知識、能力及び経	タント	務を遂行するために必要な知識、能力及び経
	験を有すると認められる者		験を有すると認められる者
教育相談専門指	別表第1に掲げる教育相談専門指導員の職務	教育相談専門指	別表第1に掲げる教育相談専門指導員の職務
導員	を遂行するために必要な知識及び経験を有す	導員	を遂行するために必要な知識及び経験を有す
	ると認められる者		ると認められる者
主任教育相談員	別表第1に掲げる主任教育相談員の職務を遂	主任教育相談員	別表第1に掲げる主任教育相談員の職務を遂
	行するために必要な知識及び経験を有すると		行するために必要な知識及び経験を有すると
	認められる者		認められる者
スクールソーシ	別表第1に掲げるスクールソーシャルワーカ	スクールソーシ	別表第1に掲げるスクールソーシャルワーカ
ャルワーカー	一の職務を遂行するために必要な知識及び経	ャルワーカー	ーの職務を遂行するために必要な知識及び経
	験を有すると認められる者		験を有すると認められる者
ほっとスクール	別表第1に掲げるほっとスクール指導員の職	ほっとスクール	別表第1に掲げるほっとスクール指導員の職
指導員	務を遂行するために必要な知識及び経験を有	指導員	務を遂行するために必要な知識及び経験を有
	すると認められる者		すると認められる者
自然教育指導員	別表第1に掲げる自然教育指導員の職務を遂	自然教育指導員	別表第1に掲げる自然教育指導員の職務を遂
	行するために必要な知識及び技能を有すると		行するために必要な知識及び技能を有すると
	認められる者		認められる者
幼稚園・認定こ	別表第1に掲げる幼稚園・認定こども園事務	幼稚園・認定こ	別表第1に掲げる幼稚園・認定こども園事務
ども園事務補助	補助員の職務を遂行するために必要な知識及	ども園事務補助	補助員の職務を遂行するために必要な知識及
員	び経験を有すると認められる者	員	び経験を有すると認められる者
幼稚園・認定こ	別表第1に掲げる幼稚園・認定こども園補助	幼稚園・認定こ	別表第1に掲げる幼稚園・認定こども園補助
ども園補助員	員(介助)の職務を遂行するために必要な知	ども園補助員	員(介助)の職務を遂行するために必要な知
(介助)	識及び経験を有すると認められる者	(介助)	識及び経験を有すると認められる者
認定こども園保	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条	認定こども園保	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条
育員	の6各号のいずれかに該当し、保育士となる	育員	の6各号のいずれかに該当し、保育士となる
	資格(以下「保育士資格」という。)を有す		資格(以下「保育士資格」という。)を有す
	る者		る者

	 改正後		改正前
認定こども園嘱 託介助員	教諭普通免許状若しくは保育士資格を有する 者又は別表第1に掲げる認定こども園嘱託介 助員の職務を遂行するために必要な知識及び 経験を有すると認められる者	認定こども 託介助員	も園嘱 教諭普通免許状若しくは保育士資格を有する 者又は別表第1に掲げる認定こども園嘱託介 助員の職務を遂行するために必要な知識及び 経験を有すると認められる者
幼稚園教育嘱託 員	教諭普通免許状若しくは保育士資格を有する 者又はこれらと同等の資格等を有すると認め られる者	幼稚園教育員	育嘱託 教諭普通免許状若しくは保育士資格を有する 者又はこれらと同等の資格等を有すると認め られる者
預かり保育補助 員	教諭普通免許状若しくは保育士資格を有する 者又はこれらと同等の資格等を有すると認め られる者	預かり保育員	育補助 教諭普通免許状若しくは保育士資格を有する 者又はこれらと同等の資格等を有すると認め られる者
教育支援嘱託員	別表第1に掲げる教育支援嘱託員の職務を遂 行するために必要な知識、能力及び経験を有 すると認められる者	教育支援员	展託員 別表第1に掲げる教育支援嘱託員の職務を遂 行するために必要な知識、能力及び経験を有 すると認められる者
養護教諭(代替)	教育職員免許法第4条第2項に規定する養護 教諭の普通免許状を有する者	養護教諭 替)	(代 教育職員免許法第4条第2項に規定する養護 教諭の普通免許状を有する者
学びの多様化学 校(不登校特例 校)分教室養護 教諭	教育職員免許法第4条第2項に規定する養護教諭の普通免許状を有する者	学びの多様 校 (不登校 校) 分教室 教諭	交特例 教諭の普通免許状を有する者
学校医療的ケア看護師	1 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第 203号)第7条第3項に規定する免許を受 けた者 2 別表第1に掲げる学校医療的ケア看護師 の職務を遂行するために必要な知識及び経 験を有すると認められる者	学校医療的看護師	カケア 1 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第 203号)第7条第3項に規定する免許を受 けた者 2 別表第1に掲げる学校医療的ケア看護師 の職務を遂行するために必要な知識及び経 験を有すると認められる者
スクール・サポ ート・スタッフ		スクール・スク	<ul><li>サポ 別表第1に掲げるスクール・サポート・スタッフッフの職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者</li></ul>

	改正後		改正前
歴史専門調査員 新BOP事務局 長	別表第1に掲げる歴史専門調査員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者 別表第1に掲げる新BOP事務局長の職務を遂行するために必要な能力を有すると認められる者で、小・中学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭若しくは教諭の経験を有するもの若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有すると認められるもの又は地域における青少年健全育成等の活動経験を有するよの	歴史専門調査員 新BOP事務局 長	別表第1に掲げる歴史専門調査員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者 別表第1に掲げる新BOP事務局長の職務を遂行するために必要な能力を有すると認められる者で、小・中学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭若しくは教諭の経験を有するもの若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有すると認められるもの又は地域における青少年健全育成等の活動経験を有すると
就学援助費·就 学奨励費事務補 助員 就学事務補助員	るもの 別表第1に掲げる就学援助費・就学奨励費事 務補助員の職務を遂行するために必要な知識 及び経験を有すると認められる者 別表第1に掲げる就学事務補助員の職務を遂 行するために必要な知識及び経験を有すると 認められる者	就学援助費・就 学奨励費事務補 助員 就学事務補助員	るもの 別表第1に掲げる就学援助費・就学奨励費事 務補助員の職務を遂行するために必要な知識 及び経験を有すると認められる者 別表第1に掲げる就学事務補助員の職務を遂 行するために必要な知識及び経験を有すると 認められる者
教育指導課事務 補助員	別表第1に掲げる教育指導課事務補助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	教育指導課事務 補助員	別表第1に掲げる教育指導課事務補助員の職 務を遂行するために必要な知識及び経験を有 すると認められる者
日勤講師	別表第1に掲げる日勤講師の職務を遂行する ために必要な知識及び経験を有すると認めら れる者	日勤講師	別表第1に掲げる日勤講師の職務を遂行する ために必要な知識及び経験を有すると認めら れる者
副校長補佐	別表第1に掲げる副校長補佐の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	副校長補佐	別表第1に掲げる副校長補佐の職務を遂行す るために必要な知識及び経験を有すると認め られる者
学級経営支援教 員	別表第1に掲げる学級経営支援教員の職務を 遂行するために必要な知識及び経験を有する	学級経営支援教 員	別表第1に掲げる学級経営支援教員の職務を 遂行するために必要な知識及び経験を有する

	改正後		改正前
	と認められる者		と認められる者
三宿中学校夜間	別表第1に掲げる三宿中学校夜間学級支援教	三宿中学校夜間	別表第1に掲げる三宿中学校夜間学級支援教
学級支援教員	員の職務を遂行するために必要な知識及び経	学級支援教員	員の職務を遂行するために必要な知識及び経
	験を有すると認められる者		験を有すると認められる者
インクルーシブ	別表第1に掲げるインクルーシブ教育支援相		
教育支援相談員	談員の職務を遂行するために必要な知識及び		
	経験を有すると認められる者		
インクルーシブ	別表第1に掲げるインクルーシブ教育支援ス		
教育支援スクー	クールソーシャルワーカーの職務を遂行する		
ルソーシャルワ	ために必要な知識及び経験を有すると認めら		
ーカー	れる者		